

課題解決検討会議まとめ

1.この評価の結果を事業所の会報や、ホームページ等で公開しているか。

はい	1
どちらともいえない	0
いいえ	0
分からない	4

[意見]
なし

【検討結果】

- ・手をつなぐ育成会のホームページに、毎年保護者評価、事業所評価を開示している。
- ・実際にホームページを開いて全員で確認した。

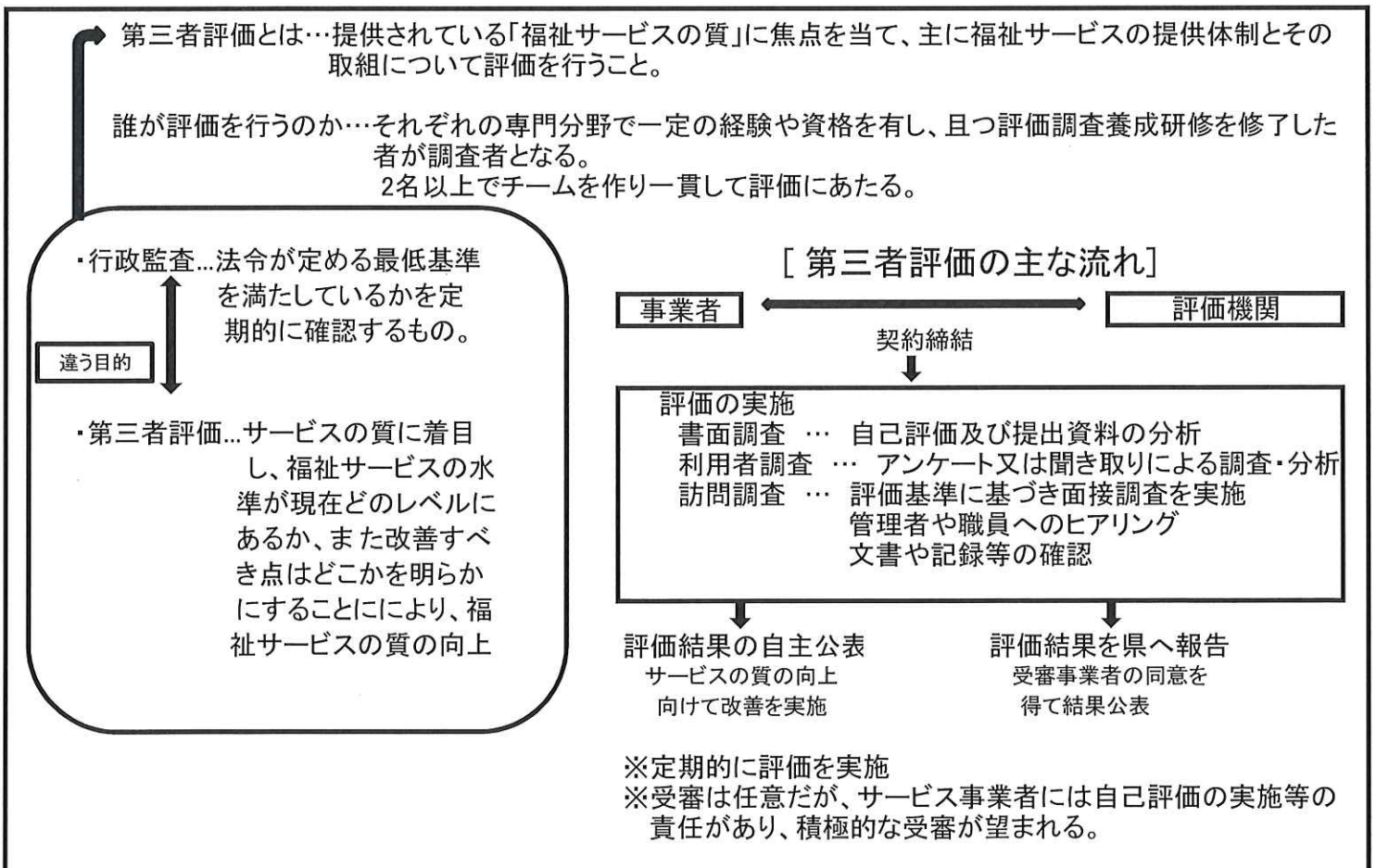
2.第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか。

はい	1
どちらともいえない	0
いいえ	0
分からない	4

[意見]
・第三者による外部評価については昨年説明していただきよく理解できているが、外部評価を実際に行っているかがわからなかった。

【検討結果】

- ・現在、外部評価は行っていないが、サービスの質の向上・改善のために行うことはとても良いと思う。
- ・第三者評価の流れを確認。



3. 学校を卒業し、放課後等デイサービス事業所から障害福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等しているか。

はい	1
どちらともいえない	0
いいえ	0
分からない	4

[意見
なし]

【検討結果】

・ケース会議等で必要に応じて情報提供はしているが、支援経過記録を開示したことはない。

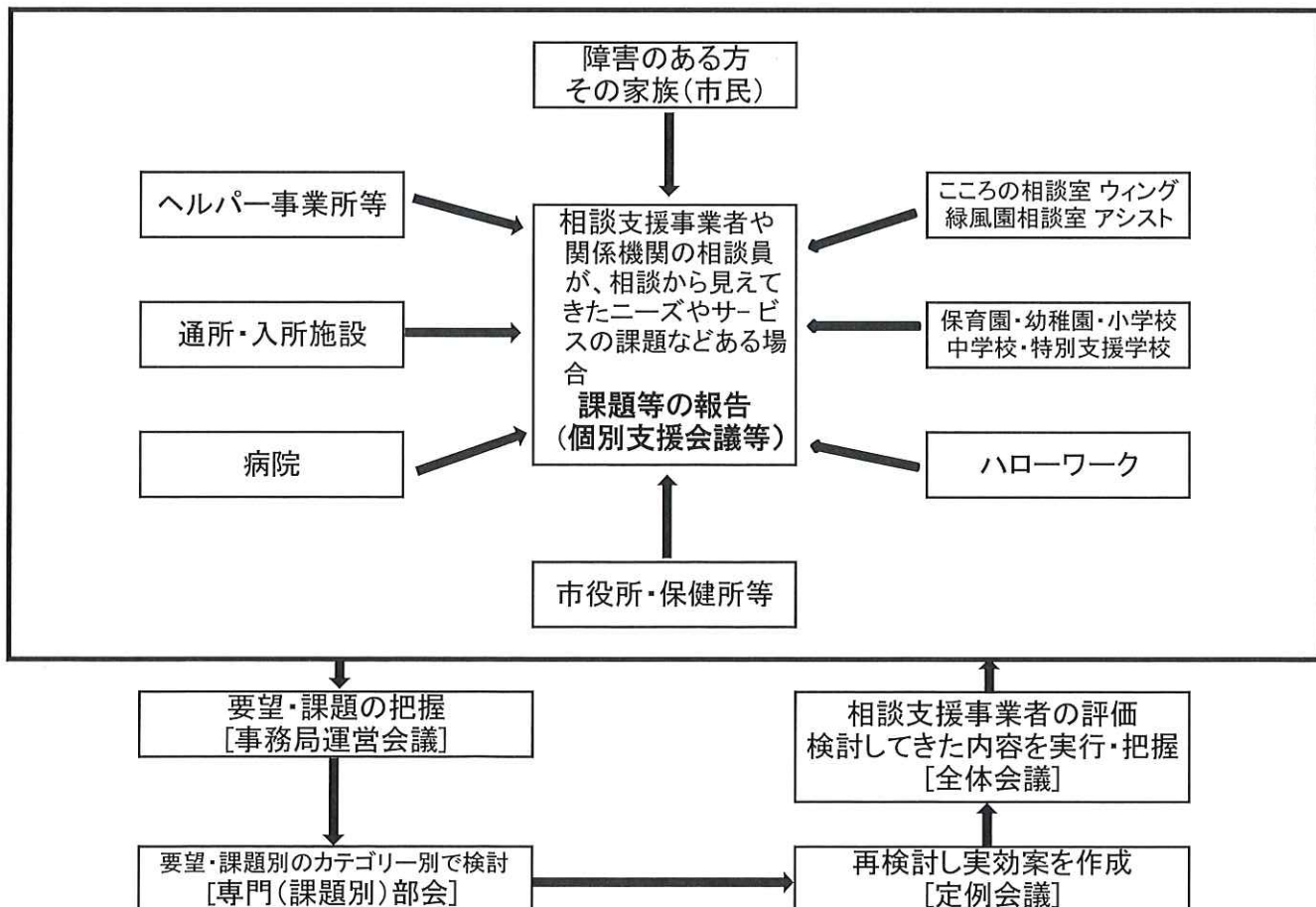
4. 自立支援協議会等へ積極的に参加しているか。

はい	2
どちらともいえない	0
いいえ	0
分からない	3

[意見
なし]

【検討結果】

- ・参加している。(児童部会等)
- ・新発田市自立支援協議会資料配布
- ・自立支援協議会の運営方法
～障害のある人誰もが、自分らしく彩りある暮らしを送ることができる社会を目指して～



5.どのような場合にやむ得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子供や保護者に事前に十分に説明し、了解を得た上で個別支援計画に記載しているか。

はい	3
どちらともいえない	1
いいえ	0
分からない	1

【意見】

- ・個別支援計画には記載していない。
- ・通常の支援の際には拘束の必要はほぼ無いが、緊急避難時は車椅子の補助具として必要になる場合がある。至急に検討したい。

【検討結果】

・厚生労働省が定義する身体拘束にあたる行為1～10を職員全員が把握し、組織的に決定しご利用者と保護者の了解を得た上で個別支援計画に記載する。

厚生労働省が定義する身体拘束にあたる行為

1. 車椅子や椅子、ベットに体幹や四肢を紐で縛る。(徘徊防止)
2. ベットに体幹や四肢を紐で縛る。(転落防止)
3. ベットを柵(サイドレール)で囲む。(自分で降りないように)
4. 四肢を紐で縛る。(点滴、経管栄養等のチューブを抜かれないように)
5. 手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。(点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように)
6. Y字型抱束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。(車椅子からずり落ち防止、また立ち上がり防止)
7. 立ち上がりを妨げるような椅子。
8. 介護衣(つなぎ服)を着せる。(脱衣やオムツ外し制限)
9. ベットなどに体幹や四肢を紐で縛る。(他人への迷惑行為防止)
10. 向精神薬を過剰服用させる。自分で開けることの出来ない居室等に隔離。(行動を落ち着かせるため)